保険料段階設定(案)について

国の基準(標準9段階)

	令和3年度	から令和5年	F度	4	令和:	3年度(見込	み)								
段階 (9段階)	基準額に対 する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保 軽減負担 年間保険料 率(差分)×	金 4×	所得段階別 人数(B)	人数割合	所得段階判定基準							
								生活保護受給者							
第1段階	%0.5 0.3					1,189	10.5%	老齢福祉年金受給者							
									80万円以下の方	世帯全員が市民税					
第2段階	※0.75 0.5					899	7.9%		80万円超120万円以下の方	非課税者					
第3段階	※0.75 0.7	(4)	険料は未	確宁		779	6.9%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	120万円超の方						
第4段階	0.9		ため掲載し			1,374	12.1%	5	80万円以下の方	世帯の誰かに市民 税が課税されてい					
第5段階	基準額		りません。			2,317	20.4%		80万円超の方	るが、本人は非課 税者					
第6段階	1.2				2,205	19.4%		前年の合計所得が120万円未満	の方						
第7段階	1.3					1,536	13.5%	本人が市町村民税課税で、	前年の合計所得が120万円以上	200万円未満の方					
第8段階	1.5					604	5.3%	本八が印刷刊 氏代誌代で、	前年の合計所得が200万円以上	300万円未満の方					
第9段階	1.7					455	4.0%		前年の合計所得が300万円以上	の方					
合計				11,358			100.0%								

- ・国の基準9段階からの細分化については、各自治体で所得段階の分布状況に応じ、それぞれの裁量によって決めることができる。
- ・負担能力に応じた負担を求めるという観点から、高所得者を更に細分化、基準額に対する割合の引上げの検討を行う。

案1 段階と基準額に対する割合は第7期計画と同様とする。

			令和3年度	から令和5年	度	令和	3年度(見込	み)								
	国の基準	段階 (13段階)	基準額に対 する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料× 率(差分)×人数	所得段階別 人数(B)	人数割合	j							
								10.5%	生活保護受給者							
45	51段階	第1段階	%0.5 0.3				1,189		老齢福祉年金受給者							
										80万円以下の方	世帯全員が市民税					
45	52段階	第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%		80万円超120万円以下の方	非課税者					
45	3段階	第3段階	※0.75 0.7				779	6.9%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	120万円超の方						
45	4段階	第4段階	0.9				1,374	12.1%	6	80万円以下の方	世帯の誰かに市民税が課税されてい					
9	5段階	第5段階	基準額		検料は未		2,317	20.4%		80万円超の方	るが、本人は非課 税者					
_	r o rn nkr	第6段階	1.15		ため掲載		194	1.7%		前年の合計所得が35万円未満の						
5	6段階	第7段階	1.2		りません。		2,011	17.7%		前年の合計所得が35万円以上1						
45	7段階	第8段階	1.3				1,536	13.5%		前年の合計所得が120万円以上:	200万円未満の方					
_	8段階	第9段階	1.5				385	3.4%		前年の合計所得が200万円以上:	250万円未満の方					
5	88段階	第10段階	1.6				219	1.9%	本人が市町村民税課税で、	前年の合計所得が250万円以上	300万円未満の方					
		第11段階	1.8				312	2.7%		前年の合計所得が300万円以上	500万円未満の方					
45	9段階	第12段階	1.9				70	0.6%		前年の合計所得が500万円以上	800万円未満の方					
		第13段階	2.0				73	0.6%		前年の合計所得が800万円以上	の方					
		合計					11,358	100.0%								

案2 第7期計画「合計所得金額が300万円以上500万円未満」の区分を2つに分割する。

「第12段階」の基準額に対する割合を1.9、「第13段階」を2.0、「第14段階」を2.1とする。

		令和3年度	から令和5年原		令和]3年度(見込	み)							
国の基準	段階 (13段階)	基準額に対 する割合 ※軽減前 ()書きは7期	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料× 率(差分)×人数	所得段階別 人数(B)	人数割合	所得段階判定基準						
								生活保護受給者						
第1段階	第1段階	%0.5 0.3				1,189	10.5%	老齡福祉年金受給者						
									80万円以下の方	世帯全員が市民税				
第2段階	第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%		80万円超120万円以下の方	非課税者				
第3段階	第3段階	※0.75 0.7				779	6.9%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	120万円超の方	1				
第4段階	第4段階	0.9				1,374	12.1%		80万円以下の方	世帯の誰かに市民税が課税されてい				
第5段階	第5段階	基準額	√ ₽ [全业 (十二)	海中	2,317	20.4%		80万円超の方	るが、本人は非課 税者				
fritz a CD Disk	第6段階	1.15		険料は未存 ため掲載し		194	1.7%		前年の合計所得が35万円未満の	方				
第6段階	第7段階	1.2		しません。		2,011	17.7%		前年の合計所得が35万円以上1	20万円未満の方				
第7段階	第8段階	1.3	-8			1,536	13.5%	本人が市町村民税課税で、	前年の合計所得が120万円以上	200万円未満の方				
fritz o ED Disk	第9段階	1.5				385	3.4%		前年の合計所得が200万円以上	250万円未満の方				
第8段階	第10段階	1.6				219	1.9%		前年の合計所得が250万円以上	300万円未満の方				
	第11段階	1.8				221	1.9%		前年の合計所得が300万円以上	400万円未満の方				
the control	第12段階	(1.8) 1.9	.8)			91	0.8%	本人が市町村民税課税で、	前年の合計所得が400万円以上	500万円未満の方				
第9段階	第13段階	(1.9) 2.0				70	0.6%	± 1 //±==±==============================	前年の合計所得が500万円以上	800万円未満の方				
	第14段階	(2.0)				73	0.6%	本人が市町村民税課税で、	前年の合計所得が800万円以上の方					
	合計	2.1				11,358	100.0%							

案3 段階は第7期計画と同様とし、「第12段階」の基準額に対する割合を2.1、「第13段階」の基準額に対する割合を2.2とする。

		令和3年度	から令和5年		ŕ		み)							
国の基準	段階 (13段階)	基準額に対 する割合 ※軽減前 ()書きは7期	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保 軽減負担: 年間保険料 率(差分)×	金 所得段階別 × 人数(B)	人数割合	所得段階判定基準						
								生活保護受給者						
第1段階	第1段階	%0.5 0.3				1,189	10.5%	老齢福祉年金受給者						
									80万円以下の方	世帯全員が市民税				
第2段階	第2段階	%0.75 0.5				899	7.9%		80万円超120万円以下の方	非課税者				
第3段階	第3段階	%0.75 0.7				779	6.9%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	120万円超の方	-				
第4段階	第4段階	0.9				1,374	12.1%		80万円以下の方	世帯の誰かに市民 税が課税されてい				
第5段階	第5段階	基準額	保	険料は未研	確定	2,317	20.4%	%	80万円超の方	るが、本人は非課 税者				
AT O ED. III-k	第6段階	1.15		ため掲載し	て「	194	1.7%		前年の合計所得が35万円未満の	方				
第6段階	第7段階	1.2	お「	りません。	J	2,011	17.7%		前年の合計所得が35万円以上12	20万円未満の方				
第7段階	第8段階	1.3				1,536	13.5%		前年の合計所得が120万円以上200万円未満					
第8段階	第9段階	1.5				385	3.4%		前年の合計所得が200万円以上2	250万円未満の方				
弗8段階	第10段階	1.6				219	1.9%	・本人が市町村民税課税で、	前年の合計所得が250万円以上に	300万円未満の方				
	第11段階	1.8				312	2.7%		前年の合計所得が300万円以上	500万円未満の方				
第9段階	第12段階	(1.9) 2.1				70	0.6%		前年の合計所得が500万円以上8	300万円未満の方				
	第13段階	(2.0) 2.2				73	0.6%		前年の合計所得が800万円以上の方					
	合計					11,358	100.0%							

他市との介護保険料額等の比較(第7期)

市名		米原	市			大	津市			彦相			長浜	市			近江厂	(幡市	Ī		草潭	≢市		守山市				
基準額 (月額)		5,9	00			6,	350		5,860				6,570			5,400				5,900				5,900				
年額		70,8	300		76,200			70,320				78,840			64,800				70,800				70,800					
所得段階	所得要件		料率	料(円)	所得要件		料率	料(円)	所得要件		料率	料(円)	所得要件		料率	料(円)	所得要件	(万円)	料率	料(円)	所得要件	(万円)	料率	料(円)	所得要件	(万円)	料率	料(円)
1段階	以上	未満	0.3	21,240	以上	未満	0.3	22,860	以上	未満	0.3	21,096	以上	未満	0.27	21,287	以上 —	木両 一	0.3	19,440	以上	- 木両	0.375	26,550	以上	- 木両	0.3	21,240
2段階	_		0.5	35,400	_	_	0.5	38,100		_	0.5	35,160	_	_	0.45	35,478	_	_	0.5	32,400	_		0.625	,			0.5	35,400
3段階	_		0.7	49,560	_	_	0.7	53,340			0.7	49,224	_		0.7	55,188	_		0.7	45,360		_		51,330			0.7	49,560
			0.7	,			0.7	33,340			0.7				0.7	33,100			0.7	43,300			0.723	31,330			0.7	,
4 段階	_	_	0.9	63,720	_	_	0.8	60,960	-	_	0.9	63,288	_	<u> </u>	0.9	70,956	_	_	0.85	55,080	_	_	0.85	60,180	_	_	0.9	63,720
5段階	-	_	1	70,800	-	_	1	76,200	-	-	1	70,320	-	-	1	78,840	_	_	1	64,800	_	_	1	70,800	-	_	1	70,800
6 段階	0	35	1.15	81,420	0	100	1.13	86,106	0	120	1.2	84,384	0	80	1.15	90,666	0	120	1.2	77,760	0	120	1.1	77,880	0	125	1.2	84,960
7段階	35	120	1.2	84,960	100	125	1.2	91,440	120	200	1.3	91,416	80	120	1.2	94,608	120	200	1.3	84,240	120	200	1.25	88,500	125	190	1.3	92,040
8段階	120	200	1.3	92,040	125	200	1.35	102,870	200	300	1.5	105,480	120	200	1.3	102,492	200	300	1.5	97,200	200	300	1.5	106,200	190	290	1.5	106,200
9段階	200	250	1.5	106,200	200	350	1.55	118,110	300	400	1.55	108,996	200	300	1.5	118,260	300	400	1.7	110,160	300	400	1.6	113,280	290	400	1.7	120,360
10段階	250	300	1.6	113,280	350	500	1.75	133,350	400	600	1.7	119,544	300	400	1.7	134,028	400~	_	2	129,600	400	500	1.7	120,360	400	700	1.8	127,440
11段階	300	500	1.8	127,440	500	750	2	152,400	600	800	1.9	133,608	400	500	1.9	149,796	_	_	_	_	500	750	1.8	127,440	700~	_	1.9	134,520
12段階	500	800	1.9	134,520	750	1,000	2.2	167,640	800	1,000	2.1	147,672	500	600	2.1	165,564	_	_	_	-	750~	_	1.9	134,520	-	_	-	_
13段階	800~	_	2.0	141,600	1,000~	_	2.3	175,260	1,000~	_	2.3	161,736	600~	_	2.2	173,448	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_

※所得段階について

1段階~3段階 世帯員全員が市民税非課税で、本人も市民税非課税の場合

4段階~5段階 世帯員に市民税課税の方がおり、本人は市民税非課税の場合

6段階~13段階 本人が市民税課税の場合(所得要件は表のとおり)

市名		栗東	市			甲	賀市			野洲市				湖南	市			高島	計		東近江市				
基準額 (月額)		5,8	90			5,	5,980					5,3	96			5,8	00		5,200						
年額		70,6	80			71	71,760					64,7	752			69,6	600		62,400						
所得段階	所得要件以上	(万円)	料率	料(円)	所得要件 以上	·(万円) 未満	料率	料(円)	所得要件以上	(万円)	料率	料(円)	所得要件以上	所得要件(万円) 以上 未満		料(円)	所得要件以上	(万円)	料率	料(円)	所得要件以上	(万円)	料率	料(円)	
1段階	_	_	0.3	21,204	_	-	0.355	25,296	-	_	0.375	26,910	-	_	0.43	27,843	_	_	0.375	26,100	-	_	0.3	18,720	
2段階	-	_	0.5	35,340	_	_	0.505	35,988	-	_	0.625	44,850	_	_	0.7	45,326	_	_	0.625	43,500	-	_	0.5	31,200	
3段階	-	_	0.7	49,476	_	_	0.725	51,672	-	_	0.725	52,026	_	-	0.73	47,269	_	_	0.725	50,460	-	_	0.7	43,680	
4 段階	-	-	0.85	60,078	_	_	0.870	62,004	-	_	0.9	64,584	-	_	0.88	56,982	_	_	0.9	62,640	-	_	0.9	56,160	
5段階	-	-	1	70,680	_	_	1	71,280	-	_	1	71,760	-	_	1	64,752	-	_	1	69,600	-	_	1	62,400	
6 段階	0	125	1.2	84,816	0	125	1.13	80,544	0	120	1.2	86,112	0	125	1.14	73,817	0	80	1.1	76,560	0	120	1.2	74,880	
7段階	125	190	1.35	95,418	125	200	1.25	89,100	120	200	1.3	93,288	125	200	1.25	80,940	80	120	1.2	83,520	120	200	1.3	81,120	
8段階	190	300	1.5	106,020	200	300	1.5	106,920	200	300	1.5	107,640	200	350	1.45	93,890	120	200	1.3	90,480	200	300	1.5	93,600	
9 段階	300	500	1.7	120,156	300	400	1.75	124,740	300	400	1.7	121,992	350	450	1.5	97,128	200	300	1.5	104,400	300	400	1.7	106,080	
10段階	500	1,000	1.95	137,826	400	500	2.0	142,560	400	600	1.8	129,168	450	750	1.85	119,791	300	500	1.7	118,320	400~	_	1.75	109,200	
11段階	1,000~	-	2.15	151,962	500	1,000	2.25	160,380	600	1,000	1.9	136,344	750	1,000	2.0	129,504	500~	-	1.9	132,240	-	_	_	_	
12段階	-	_	_	-	1,000~	_	2.5	178,200	1,000~	_	2	143,520	1,000~	_	2.15	139,217	-	_	-	_	-	_	_	-	
13段階	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	-	_	